

○厚生労働省令第八号

旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号）第二条の規定に基づき、旅館業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤 勝信

旅館業法施行規則の一部を改正する省令

旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第五条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第五百五十二号。以下「令」という。)第二条に規定する施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設</p> <p>五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第五条 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第五百五十二号。以下「令」という。)第二条に規定する施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三 (略)</p> <p>四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設であつて、農林漁業者又は農林漁業者以外の者(個人に限る。)がその居室において営むもの</p> <p>五 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。